紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年一月二十八日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

岩楯えり子　吉田　和人　安藤　ツヤ
荒巻　義雅　新井　千冬　小杉とみ子
大舘　守和

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年一月二十八日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

小嶺スヱ子　柴田　祐子　齋藤あや子
徳田八十吉　大山　永吉　福武　信子

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

古賀常次郎　上杉　恭弘

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年一月二十八日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

大島　秀信

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

中村　晉也

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年一月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

マリンフード株式会社
壽海運株式会社
株式会社勝浦ホテル三日月
株式会社三興
エーザイ株式会社
医療法人ひかり会
株式会社エム・ワイ・ケー
株式会社オーパス

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年一月二十八日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故佐々木ゑみ遺族　落合　邦子
故大谷重友遺族　大谷　玲子
故佐藤博遺族　佐藤　ミヱ

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年一月二十八日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故荒井玲子遺族　荒井　宏祐

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

賞杯

自己の危難を顧みず人命の救助に尽力したので、平成二十四年一月二十八日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故内山田純二遺族　内山田靖子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

国家試験

平成24年度外務省専門職員採用試験施行計画

外務省は、平成24年度中に、次のとおり採用試験を施行する予定です。
詳細は、公告日付の官報に掲載して告知する予定です。

〔採用試験〕	〔受験資格〕	〔公告日〕	〔申込受付期間〕	〔第1次試験日〕	〔第2次試験日〕	〔最終合格者発表日〕
外務省専門職員採用試験	次に掲げる者 1　昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに出生の者 2　平成3年4月2日以降に出生の者で次に掲げる者 (1)　大学を卒業した者及び平成25年3月までに大学を卒業する見込みの者、並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (2)　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び平成25年3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者、並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (注)　日本の国籍を有しない者及び外国の国籍を有する者は、本採用試験を受けることができません。	4月2日	4月2日～4月18日	6月16日・6月17日	7月26日～8月3日	8月31日

平成24年2月2日
外　務　省

官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十四年二月二日

中部近畿産業保安監督部長　木村　紀雄

一　名称　三保産業株式会社
二　住所　京都府京都市東山区新宮川筋五条上ル田中町五百六番地十八
三　指定地域　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
四　指定の区分　一般高圧ガス保安規則第八十条第四項で規定する特定施設の保安検査　液化石油ガス保安規則第七十八条第四項で規定する特定施設の保安検査
五　指定年月日　平成二十四年二月一日